

E Xサービス運送約款の一部改正（消費税率の引上げによる運賃・料金改定等に伴う改正）

現行	改正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(この約款の目的)</p> <p>第1条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）又は当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が提供する第2条第1項第1号に規定するE Xサービスにより締結する第2条第1項第5号に規定する東海道新幹線及び第2条第1項第6号に規定する山陽新幹線（以下総称して「E X路線」といいます。）の旅客運送契約（以下「E X運送契約」といいます。）の内容について定めるものです。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 E X運送契約に関して、この約款に定めのない事項については、当社又は他社の定める次の各号に掲げる規約（以下総称して「会員規約等」といいます。）及び東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。）その他の当社又は他社が定める旅客運送約款（以下総称して「旅客規則等」といいます。）によるものとします。</p> <p>(1) 当社が定める規約</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 当社及び他社が定める規約 スマートE X会員規約 Tokaido and Sanyo Shinkansen Internet Reservation Service Membership Agreement</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(E X運送契約の解除)</p> <p>第18条 E X運送契約を締結したE Xサービス会員は、当該E X運送契約に基づくE X乗車のためにE X路線の駅において入場する前に限り、次の各号に定めるところにより、E X運送契約の解除及び運賃等の払いもどしを請求することができます。</p>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(この約款の目的)</p> <p>第1条 この約款は、東海旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）又は当社以外の交通事業者（以下「他社」といいます。）が提供する第2条第1項第1号に規定するE Xサービスにより締結する第2条第1項第5号に規定する東海道新幹線及び第2条第1項第6号に規定する山陽新幹線（以下総称して「E X路線」といいます。）の旅客運送契約（以下「E X運送契約」といいます。）の内容について定めるものです。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 E X運送契約に関して、この約款に定めのない事項については、当社又は他社の定める次の各号に掲げる規約（以下総称して「会員規約等」といいます。）及び東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第1号。以下「旅客規則」といいます。）その他の当社又は他社が定める旅客運送約款（以下総称して「旅客規則等」といいます。）によるものとします。</p> <p>(1) 当社が定める規約</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(3) 当社及び他社が定める規約 スマートE X <u>サービス</u>会員規約 Tokaido and Sanyo Shinkansen Internet Reservation Service Membership Agreement</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(E X運送契約の解除)</p> <p>第18条 E X運送契約を締結したE Xサービス会員は、当該E X運送契約に基づくE X乗車のためにE X路線の駅において入場する前に限り、次の各号に定めるところにより、E X運送契約の解除及び運賃等の払いもどしを請求することができます。</p>

現行	改正
<p>(中略)</p> <p>2 EXサービス会員は、前項の規定によりEX運送契約を解除する場合は、払いもどし手数料として 310 円を支払うものとします。ただし、EX運送契約において約定した利用設備が普通車指定席又は特別車両である場合であって、指定列車出発時刻までに解除が成立しなかったときは、EX路線の各駅相互間に利用設備ごとに別に定める額（以下「特定額」といいます。）とします。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前項の場合、運賃等の取扱いは次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 前項第1号の場合は、EX運送契約の運賃等から払いもどし手数料（約定した乗車区間の一部又は全部において利用設備を普通車指定席又は特別車両と約定したEX運送契約にあつては特定額とし、約定した乗車区間の全部において利用設備を自由席と約定したEX運送契約にあつては 310 円とします。）を差し引いた額の払いもどしをします。</p> <p>(中略)</p> <p>(EX-ICカード等の不所持)</p> <p>第20条 IC入場をしたEXサービス会員が、第11条の規定に基づく係員からの請求があった際にEX-ICカード等を呈示しない場合又は出場時にEX-ICカード等を所持していない場合は、旅客規則第268条に規定する乗車券類の紛失として取り扱います。</p> <p>2 前項の取扱いを受けたEXサービス会員が再收受証明書をEX窓口に差し出した場合であつて、係員が認めたときは、当該EX運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を收受していた場合の当該増運賃・増料金について、310 円の払いもどし手数料を收受したうえで払いもどしをすることがあります。</p> <p>(中略)</p> <p>(EXサービスきっぷの紛失)</p> <p>第21条 お客様がEXサービスきっぷを紛失した場合は、旅客規則第268条に定める乗車券類の紛失として取り扱います。</p> <p>2 前項の取扱いを受けたお客様が、紛失したEXサービスきっぷ及び再收受</p>	<p>(中略)</p> <p>2 EXサービス会員は、前項の規定によりEX運送契約を解除する場合は、払いもどし手数料として 320 円を支払うものとします。ただし、EX運送契約において約定した利用設備が普通車指定席又は特別車両である場合であつて、指定列車出発時刻までに解除が成立しなかったときは、EX路線の各駅相互間に利用設備ごとに別に定める額（以下「特定額」といいます。）とします。</p> <p>(中略)</p> <p>4 前項の場合、運賃等の取扱いは次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 前項第1号の場合は、EX運送契約の運賃等から払いもどし手数料（約定した乗車区間の一部又は全部において利用設備を普通車指定席又は特別車両と約定したEX運送契約にあつては特定額とし、約定した乗車区間の全部において利用設備を自由席と約定したEX運送契約にあつては 320 円とします。）を差し引いた額の払いもどしをします。</p> <p>(中略)</p> <p>(EX-ICカード等の不所持)</p> <p>第20条 IC入場をしたEXサービス会員が、第11条の規定に基づく係員からの請求があった際にEX-ICカード等を呈示しない場合又は出場時にEX-ICカード等を所持していない場合は、旅客規則第268条に規定する乗車券類の紛失として取り扱います。</p> <p>2 前項の取扱いを受けたEXサービス会員が再收受証明書をEX窓口に差し出した場合であつて、係員が認めたときは、当該EX運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を收受していた場合の当該増運賃・増料金について、320 円の払いもどし手数料を收受したうえで払いもどしをすることがあります。</p> <p>(中略)</p> <p>(EXサービスきっぷの紛失)</p> <p>第21条 お客様がEXサービスきっぷを紛失した場合は、旅客規則第268条に定める乗車券類の紛失として取り扱います。</p> <p>2 前項の取扱いを受けたお客様が、紛失したEXサービスきっぷ及び再收受</p>

現行	改正
<p>証明書を当社又は他社が別に定める箇所の係員に差し出した場合であって、係員が認めたときは、当該E X運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、<u>310</u>円の払いもどし手数料を差し引いた額の払いもどしをすることがあります。</p> <p>(以下略)</p>	<p>証明書を当社又は他社が別に定める箇所の係員に差し出した場合であって、係員が認めたときは、当該E X運送契約の運賃等及び増運賃・増料金を収受していた場合の当該増運賃・増料金について、<u>320</u>円の払いもどし手数料を差し引いた額の払いもどしをすることがあります。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第1条に係る改正は、平成29年9月2日から適用する。